

○ 電波法施行規則第三十二条の規定に基づき無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成二年郵政省告示第二百四十号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一 施行規則第三十二条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><del>6 施行規則第三十二条第六号(1)から(5)までに掲げる無線局であつて、無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。）による改正前の設備規則の規定に適合することにより表示が付された無線設備（平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合したものに限り。）のみを使用するもの</del></p> <p>二 (略)</p> <p>三 施行規則第三十二条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 次に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）第一項第一号に規定するレーダー（<del>法第四条第一項第二号の適合表示無線設備であつて、電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないもの</del></p>	<p>一～二 (略)</p> <p>三 施行規則第三十二条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 次に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）第一項第一号に規定するレーダーであつて、<u>法第四条第一項第二号の適合表示無線設備であるもの（電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置</u></p>

に限る。)

四 平成十七年改正省令による改正前の設備規則の規定に適合することにより表示が付された三のリーダーであつて、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合したもの（電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。）

のないものに限る。)